

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380218

研究課題名(和文) 欧州における移民出身ムスリムの排除と包摂：移民を包摂するシティズンシップの構築

研究課題名(英文) Inclusion and Exclusion of Muslim Citizens in Europe

研究代表者

浪岡 新太郎 (NAMIOKA, Shintaro)

明治学院大学・国際学部・准教授

研究者番号：40398912

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、イスラーム国出身者(移民出身ムスリム)を排除しないシティズンシップの構築という課題に取り組む。欧州において包摂型リベラルシティズンシップが定着する一方で、彼らは、国籍如何に関わらず、そのムスリムアイデンティティとシティズンシップ行使の前提とされる居住国への帰属意識(市民アイデンティティ)との対立を警戒され、公教育を受ける権利など、シティズンシップの行使において排除されることが多い。具体的には、最多の移民出身ムスリムが定住し、排除が顕著なフランスを事例に排除の条件を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research tried to clarify conditions which are required to establish the citizenship integrating Muslim citizens. In Europe Muslim citizens tend to be socially disadvantaged and culturally discriminated against even if they have European country's citizenship. Their supposed Muslim identity is considered as contradictory with European identity based on human rights such as gender equality or religious pluralism. Because of this unfounded contradiction, they are often excluded from schools or workplaces. This research explored the case study of France where social disadvantage and cultural discrimination are salient.

研究分野：政治学

キーワード：イスラーム フランス 移民 共和国

1. 研究開始当初の背景

欧州では、約 1600 万人の移民出身ムスリムの定住が進んでおり、その多くが既に居住国の国籍をもっている。そして、欧州最大の移民出身ムスリム(約 800 万人)がフランスに定住している。彼らの多くは、フランス国民として形式的には社会権をはじめ諸権利の集合としてのシティズンシップを平等に保障されながらも、実質的には社会的排除、差別など不平等を特に経験している(平均の 2 倍の失業率(約 40%)、約 4 倍の貧困率、差別行為の約 70%の対象になるなど)。

しかし移民出身ムスリムが行政支援を受けるのは容易ではない。かつては彼らも公教育による社会化を通じて、他の多様な背景をもつ市民と同じように、個人の出自を考慮せず市民を平等に扱うフランスのシティズンシップの市民アイデンティティを受け入れるようになると信じられていた。しかし 1980 年代末から、彼らはムスリムアイデンティティを考慮した市民としての特別な扱いを求めるために、市民アイデンティティの受け入れが困難であり、シティズンシップにふさわしくないという見方が定着しつつある。さらに近年では、彼らがムスリムアイデンティティをもつこと自体が市民アイデンティティにとって脅威であるという見方すら広がっている。

このように、社会的排除のために特に行政支援を必要とするにもかかわらずムスリムアイデンティティゆえに移民出身ムスリムは支援を受けにくくなっている。現在、彼らを包摂するようなシティズンシップの構想が求められている。

これまで移民を巡るシティズンシップ研究は、主として、シティズンシップの国別のモデルに基づくものであった。すなわち、国籍法の類型などからその背後にあるネーションの構築原理を読み取り、この原理から、例えば出生地主義を認めるフランスを

包摂リベラル型などとして、移民向けの各政策を読み取ろうとする(R.ブルーベーカー『フランスとドイツの国籍とネーション』1992 年=2005 年)。しかしながら、国籍所有という形式的なシティズンシップの獲得は、必ずしも、実際のシティズンシップの行使を保障しない。実際には国籍を所有していても、移民出身者の市民アイデンティティが疑われる場合には、「シティズンシップにふさわしくない」とされ、その行使において実際には排除されることがある。

この市民アイデンティティの側面が、居住国の国籍を所有する者も多い定住移民出身者のシティズンシップを考える必要がある。C.ヨブケはシティズンシップを単に権利の集合体と考えるのではなく、アイデンティティの側面を考慮した上で、欧州におけるシティズンシップを巡る制度がナショナルなモデルを超えて、リベラルな包摂型の「軽いシティズンシップ」に近年収斂されつつある様を描いた(『軽いシティズンシップ』2010=2013)。彼によれば、欧州の国家が、移民の統合政策を通じて自国の市民アイデンティティを移民出身者に要求するとしても、それはジェンダー平等などリベラルな価値に基づいたアイデンティティである。しかし、ヨブケ自身もムスリムについて明らかにするように、このリベラルなアイデンティティにおいてスティグマ化され、シティズンシップの行使から排除される典型的な存在が移民出身ムスリムである(『スカーフ』Veil,2009)。

実際、包摂リベラル型とされるフランスのシティズンシップの実際の行使において、移民出身ムスリムの排除は顕著である。研究代表者は長期にわたってフランスのムスリムによる市民運動の調査を行う中で以下のことを確認した。各市民を出自に関わりなく平等に扱うはずの行政が、実際には、ムスリムアイデンティティを男尊女卑など

と予めスティグマ化し、市民アイデンティティとの対立性を前提としたうえで、その対立性を理由として、ムスリムの権利保障を拒んだり、特定のムスリム団体とのみ交渉する傾向があることである。その際、前提とされる市民アイデンティティの要求において、政策分野ごとに、また地域ごとに大きな違いがあることがわかった。そこで、政策分野別に、地域に注目して、ムスリムアイデンティティの包摂と排除の実際を検討する必要があると考えた。

2. 研究の目的

シティズンシップを認められる者が前提とされる市民アイデンティティの観点から、どのようなムスリムアイデンティティがスティグマ化され、そのことによって実際にどのように移民出身ムスリム国民がシティズンシップの行使から排除されているのかを、政策分野ごとに、先行研究の文献検討、基礎調査資料の取得及び検討、さらに海外現地調査における聞き取りによって具体的に明らかにする。

具体的には、地域的にはパリ、リヨン、マルセイユを取り上げ、政策分野としては(1)政治参加、(2)教育、(3)宗教実践、(4)雇用を取り上げ、並行して、特にムスリムアイデンティティを市民アイデンティティとして包摂するような移民を巡るシティズンシップ論についての先行研究を文献調査によって行い、調査の知見を理論的に位置づける。

3. 研究の方法

本研究では、市民アイデンティティの観点から、どのようなムスリムアイデンティティがスティグマ化され、そのことによって、どのように移民出身ムスリム国民がシティズンシップの行使から実際に排除されているのかを、政策分野ごとに、先行研究の文献検討、基礎調査資料の取得及び検討、さらに海外現地調査における聞き取りによ

って具体的に明らかにする。

4. 研究成果

移民出身のムスリムは全国的にスティグマ化され、排除される傾向があるが、地域ごとに、また、争点ごとにその排除の実態が異なることが確認された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

浪岡新太郎 (査読なし)

平和の主体になること、平和研究、42号、2015年、pp.1-7.

浪岡新太郎 (査読なし)

イスラームと「共和国」の学校:Al-Kindi を事例として、フランス教育学会年報、27号、2015年、pp.41-50.

浪岡新太郎 (査読あり)

フランス共和国における<ムスリム女性>の解放、国際学研究、50号、2017年、pp.39-62.

[学会発表](計 8 件)

浪岡新太郎

「フランスにおける統合政策とムスリムの立場」、社会デザイン学会、立教大学、招待あり、2015年5月23日

浪岡新太郎

「イスラームと教育」、フランス教育学会、東洋大学、招待あり、2015年9月6日

浪岡新太郎

「ムスリム少女・女性の「問題化」、南山大学欧州研究センター・プロジェクト、南山大学、招待あり、2015年10月27日

浪岡新太郎

「フランスにおけるムスリム女性の「問題化」、日本国際政治学会分科会、仙台国際センター、2015年11月1日

浪岡新太郎

「フランスにおける宗教的多元主義と過激化」、日本国際政治学会分科会、神戸国際会議場、2017年10月29日

浪岡新太郎

「フランスにおける多文化共生と難民危機」、日本政治学会部会、法政大学、2017年9月23日

浪岡新太郎、エレヌ・ルバイユ

「統合高等審議会報告書(1991～2013年)にみる移民のフランス的統合(4): ムスリムアイデンティティをめぐる統合政策の変化を中心として」、日本社会学会、東京大学、2017年11月4日

浪岡新太郎

「イスラームとテロリズム: フランス人ムスリムの過激化」、反グローバリズム再考—国際経済秩序を揺るがす危機要因の研究—(日本国際問題研究所)、東海大学校友会館、招待あり、国際学会、2018年2月5日

[図書](計 2 件)

浪岡新太郎 他、勁草書房、排外主義を問
いなおす、2015、272

浪岡新太郎 他、行路書房、宗教と政治の
インターフェイス、2017、287

6. 研究組織

(1) 研究代表者

浪岡 新太郎 (NAMIOKA, Shintaro)
明治学院大学・国際学部・准教授
研究者番号: 40398912